

## 報告第1号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、「損害賠償の額の決定及び和解について」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

\* 市長の専決処分事項の指定について

- 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 2 1件60万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

別紙

番号	事 故					損害賠償 の額
	専決処分 年月日	場 所	概 要	相手方の 住所氏名	所属 (氏名等)	
	発生年月日					
1	令和 1.12.24	愛西市須依 町東田面 23 番地 1	市有自動車が左折して駐車場に入ろう とした際、安全確認が不十分であったた め、自転車通行可能な歩道を走行してき た自転車に接触し、相手方に傷害及び物 的損害を与えたもの。	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	土木課 ( [REDACTED] )	381,558 円
	平成 30.10.30 (提訴された日: 令和 1.6.26)					
2	令和 2.1.29	愛西市立田 町福原地内	草刈機による、枯草の除草作業を行っ ていたところ、飛散防止の措置を怠った ため、飛び石により道路に駐車してあっ た乗用車の右側面後部窓ガラスを破損さ せたもの。	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	消防本部 総務課 ( [REDACTED] )	200,706 円
	令和 1.12.11					

番号	事 故					損害賠償 の額
	専決処分 年月日	場 所	概 要	相手方の 住所氏名	所属 (氏名等)	
	発生年月日					
3	令和 2. 1. 6	愛西市須依 町庄屋敷 76 番地 1	傷病者をストレッチャーに乗せ搬出する際、処置室から通路に出ようとストレッチャーを旋回したところ、処置室のドア枠に接触し、破損させたもの。	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	消防署 警備 第 1 課 (■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■)	37,400 円
	令和 1. 10. 28					
4	令和 2. 1. 7	愛西市石田 町宮東 1 番 地 愛西市立 立田中学校 内	教室の引き戸の戸車が経年劣化により下がりやすくなっていたことから、引き戸が倒れ、廊下にいた女子生徒の制服のスカートに引っ掛かり破いたもの。	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	学校教育課 (所管)	16,170 円
	令和 1. 9. 18					